







## 【別紙】

### ■兼業について

パートタイム会計年度任用職員の場合、他の事業所との兼業を希望する場合は、次の項目を全て満たしている必要があります。

- ① 兼業先の業務と勤務時間が重複しないこと。
- ② 1日の合計就労時間が8時間を超えないこと。
- ③ 1週間の合計就労時間が40時間を超えないこと。
- ④ 1週間のうち少なくとも1日は休み（どちらの業務もない日）がある。
- ⑤ 兼業先の業務に従事することが、職員全体の不名誉とならないこと。
- ⑥ 兼業先の業務が、会計年度任用職員の身分上、ふさわしくない性質をもたないこと。

### ■受験資格

次の各号のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで。
- (2) 高根沢町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方。
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。